

老介発 1130 第 4 号
令和 2 年 11 月 30 日

各 都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長
（公 印 省 略）

令和 3 年度都道府県保険者機能強化推進交付金及び都道府県介護保険保険者
努力支援交付金の評価結果及び交付見込額の算定に用いる参考値について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 122 条の 3 第 2 項に基づく交付金（以下「交付金」という。）の評価結果については、別紙（ア）のとおりである。

また、交付金の交付見込額の算定を行うに当たり、算定に用いる参考値（以下「参考値」という。）も併せて別紙（イ）のとおりお示しする。

なお、今回お示しする「参考値」の考え方については、下記のとおりであるので、ご了知の上、特段のご配慮をお願いする。

記

1 「参考値」提示の趣旨について

交付金については、国が示す評価指標に基づき各地方自治体の取組実績に応じた配分額を算定することとしているため、従来のスケジュールでは、各地方自治体における予算編成時に交付額を見込むことが困難となっており、現行上、補正予算で対応せざるを得ないなど、年度当初からの交付金を財源とした事業実施ができない課題が生じている。

以上のことも踏まえ、評価指標と評価点数をもとに算出した「参考値」を前年度中に提示することで、交付金を活用した各保険者における高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組と、それを支援する都道府県の取組を一層推進することを趣旨としている。

2 「参考値」の算出方法について

「参考値」の算出に当たっては、別途通知している「令和3年度都道府県保険者機能強化推進交付金及び都道府県介護保険保険者努力支援交付金の交付額算定について（通知）」（令和2年11月30日付け老介発1130第2号）1により算定した各都道府県の基準額を、各都道府県の「当該都道府県の評価点数」で除して算出している。

ただし、今回お示しする「参考値」は、予算編成過程における不確定要素を含むものであり、基準額については、予算編成後において別途お示しすることにご留意いただきたい。

3 スケジュールについて

令和3年度交付金の今後のスケジュールは以下のとおり予定している。

令和2年12月	交付見込額（確定値）の提示
令和3年 5月	交付要綱の発出、交付金内示額の提示
8月	各都道府県による交付申請
9月	交付決定

【担当者連絡先】

交付金審査・交付係 吉川、村瀬
TEL：03-5253-1111（内線2165）
FAX：03-3503-2167
Mail:kaigo-koufukin@mhlw.go.jp